

施策	83	計画的な空間利用の推進	政策	8	山・里・街の魅力を高め交流と連携によるグローバルなまちづくり		
施策主管課	地域計画課	課長名	遠山広基	内線	2750	政策担当部長名	総合政策部長 今村和男
施策関係課名	管理課						
重点施策	関連計画	リニア将来ビジョン、国土利用計画飯田市計画、飯田市土地利用基本方針、飯田都市計画、飯田市中心市街地活性化基本計画					

1 施策の目的

目的	対象	市内の土地、構造物、自然、地形
	意図	計画に基づく整備、開発及び保全の誘導をする

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	見込み 28年度
市域面積	km2	658.76	658.73	658.73	658.73	658.73	658.66	658.66 658.73
地域自治区を単位とした土地の区域の数	地区	20	20	20	20	20	20	20
成果指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標 28年度
成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理								
地域土地利用方針が策定された地域自治区の数(累計)	地区	4	5	5	5	6	7	12
地区計画(都市計画)・協定(景観等)を締結した数(累計)	地区	23 22	25 24	26 25	26 25	27 26	27	31

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	26年度	目標 28年度
行政	地域土地利用方針の策定(市民意向調査、統計等による将来予測)地域等の策定への支援・推進 地域の計画の運用・啓発(庁内調整・関係個別計画の連携した運用も含む)	地域土地利用方針が策定された地域自治区の数(累計)	5	5	6	7	12
		地域の計画を策定した地域の数(累計)	26 25	26 25	27 26	27	31
		市民説明会・協議会などの開催数(累計)	570	625	673	707	1,000
主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項				
市民等	市民	行政との協働による地域土地利用方針の策定 地域の計画等の実践への参加	地域土地利用方針に係る住民の数 地域の計画等の実践への参加数				地域土地利用方針の策定には、まちづくり委員会が主体となった組織を立ち上げ検討している。検討組織には多様な主体が参加し、住民自ら考え策定した方針となるため、関係者の協力が得られている。
	事業者	計画への協力	協力した事業所数				

3 平成26年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

計画どおり取り組めた
おおむね計画どおり
あまり取り組めなかった
達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

進んだ
ある程度進んだ
あまり進まなかった
進まなかった

#### 4 平成26年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

##### 【施策全体の評価】

リニア時代を見据えた土地利用の方針とするため、土地利用基本方針の全体方針の変更を行った。また上郷地区の地域土地利用方針を策定した。

##### 【事務事業群テーマ別の評価】

###### < 地域が主体的に取り組む計画策定への支援 >

[土地利用計画推進事業][景観形成推進事業]

・地区ごとに地域づくりの目標、土地利用や景観育成の方針を定めその実現に向けて取り組んでいくため、地区住民とともに地域の土地利用、景観育成に関する検討を行っている。

・上郷地区での検討を踏まえ上郷地域土地利用方針、上郷地域景観計画を策定し、その後も引き続き具体化に向けた検討を行った。

###### < 計画に基づく土地利用 > < 良好な生活環境への誘導 >

[土地利用計画推進事業][景観形成推進事業]

・リニア中央新幹線のルート及び駅位置の公表に伴い、土地利用基本方針の全体方針のうち、都市施設の整備方針等の一部を変更した。また景観計画、緑の基本計画についても全体方針の一部を変更した。

##### [老朽化し危険な空き家対策事業]

・老朽化し危険な空き家の把握を行うため、実態調査を行った。

・また、特に危険な空き家について所有者への指導を行った。総合的な空き家対策を進めるため、方針及び体制や条例等について庁内連絡会議で検討し、「空家等の適正な管理及び活用に関する条例」を制定(平成27年3月20日第1回定例会において議決)した。

###### < 都市計画事業の円滑な推進 >

[都市計画関係協会参画事業]

・協会参画を通じて、事業推進のための情報や研修案内等の提供を受けた。

#### 5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

##### < 地域が主体的に取り組む計画策定への支援 >

[土地利用計画推進事業][景観形成推進事業]

・土地利用について地域と方向性を検討し、地域土地利用方針等の計画を策定する。策定していない地区への働きかけを行うほか、すでに策定した地区においても地区の基本構想等に応じて計画変更を検討していく。

##### < 計画に基づく土地利用 > < 良好な生活環境への誘導 >

[土地利用計画推進事業][景観形成推進事業]

・次期総合計画の検討に合わせ、第3次国土利用計画飯田市計画の検討に着手し、目指す都市像の実現に資する土地利用の方針を策定する。

・リニア駅周辺の土地利用や景観育成に関しては、用途地域の指定など法令に基づく制度の活用に向けて、駅、アクセス道路などの社会基盤の整備構想との整合を図って進めていく。

##### [老朽化し危険な空き家対策事業]

・老朽化し危険な空き家に関し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び条例に基づく所有者への指導を進める。

・総合的な空き家対策については、関係各課と連携して判断基準の作成等協議を進める。

#### 6 平成26年度事務事業 施策系統図

# 目標 施策8-3

対象  
市内の土地、構造物、自然、地形

意図  
計画に基づく整備、開発  
及び保全の誘導をする

## 成果指標

地域土地利用方針が  
策定された地域自治区の数

都市計画法の地区計画、  
各種協定などの「地域の  
計画」を定めた数

地域が主体的に取り組む  
計画策定への支援

良好な生活環境への誘導

計画に基づく土地利用

都市計画事業の円滑な推進

## 事務事業

土地利用計画推進事業

老朽化し危険な空き家対策事業

景観形成推進事業

都市計画関係協会参画事業